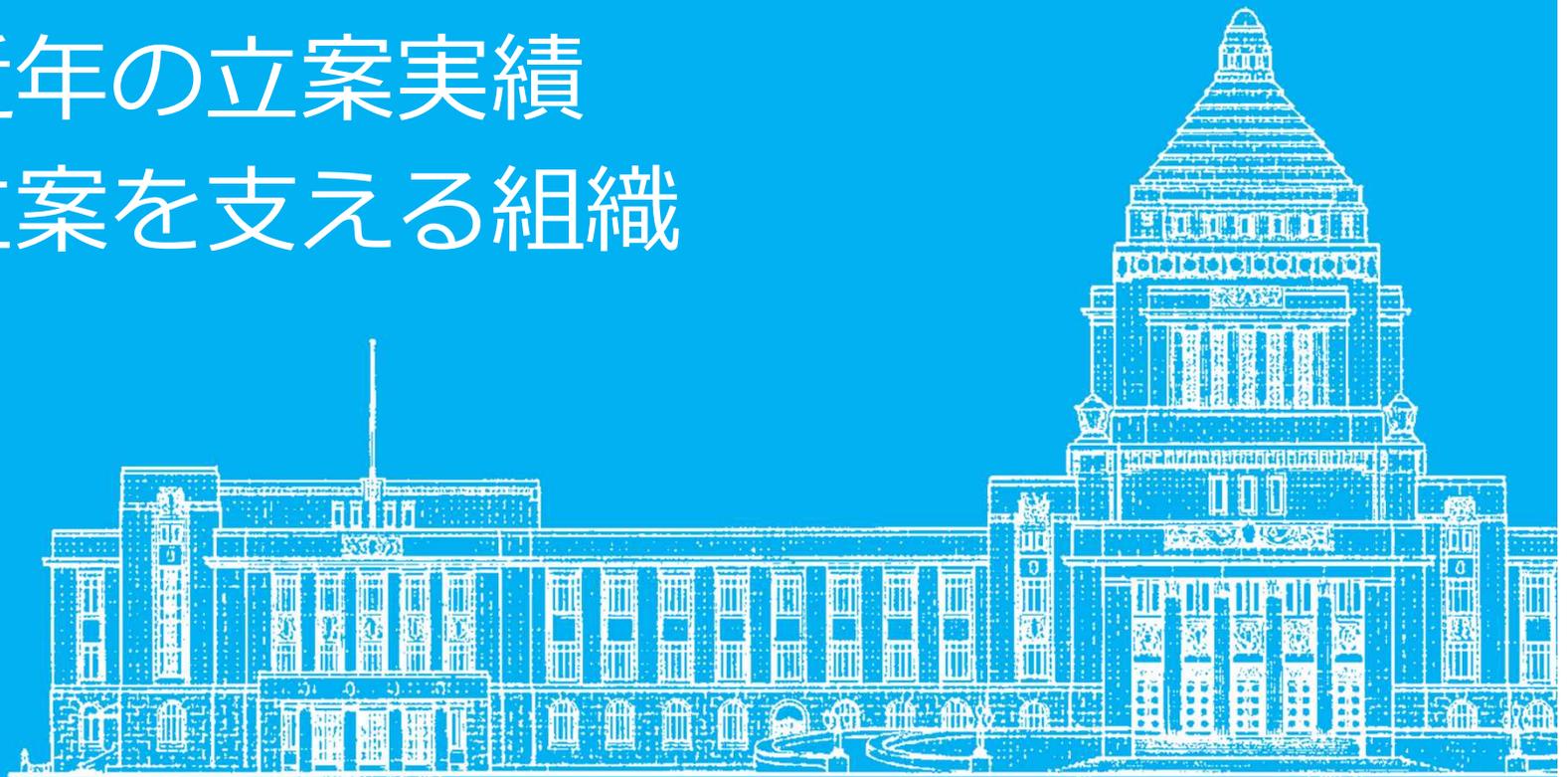


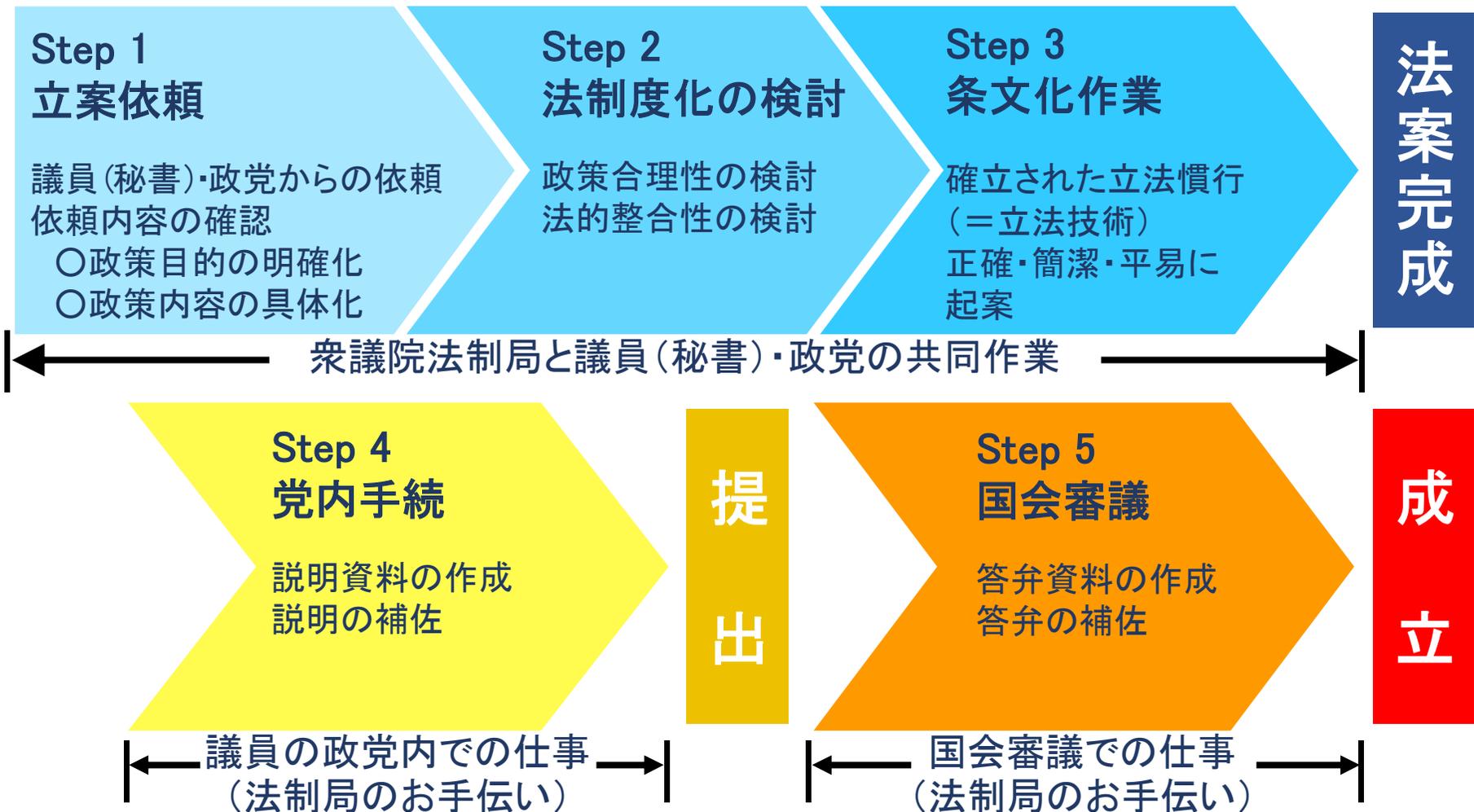
Part 2 衆議院法制局での立案過程

- ・立案業務の過程
- ・近年の立案実績
- ・立案を支える組織



法制局における立案業務の過程（概観）

政策構想の段階から法案の成立に至るまで、トータルでサポートする。



STEP1 立案依頼

議員がその政策で実現したいことを理解し、適切な助言をするには、日頃の勉強とコミュニケーション能力が大切。

Step 1 立案依頼

Step 2

Step 3

Step 4

Step 5



〇〇について新たに規制を設けたいと思っているので打合せをしたいのだが…

内部では…

➤ 打合せに備え、基本的な調査を行う



調査事項(例)

- 現在の問題状況は？
- 現行法による対応事例はないか？
- 〇〇の規制がされてこなかった理由は？
- (改正案の依頼の場合) 現行法の内容は？
- (修正案の依頼の場合) 修正する法案の内容は？

議員と打合せ

➤ 依頼の目的・具体的な内容を確認

なぜ規制が必要なのですか？



〇〇のせいで…という問題が起きている。

A法での取締り事例があるようです。



A法で対応できないケースはないか、調べてほしい。それ以外の論点についても整理をお願いしたい。

STEP2 法制度化の検討

内部での調査と検討、議員との議論を繰り返し、イメージレベルのものを法制度に練り上げる。

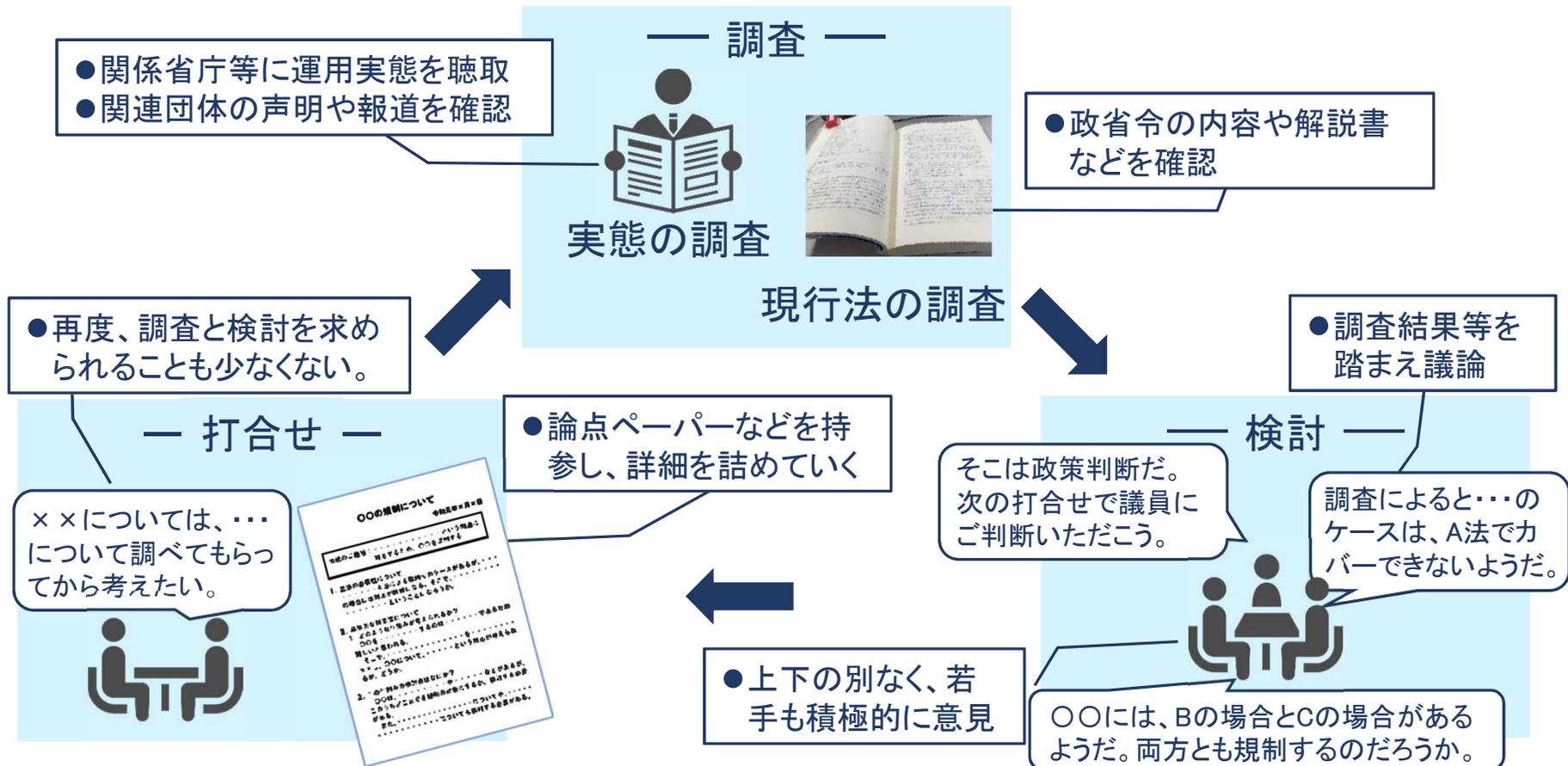
Step 1

Step 2 法制度化の検討

Step 3

Step 4

Step 5



STEP3 条文化作業

正確かつ簡潔に、そして分かりやすいように、複数の眼から条文をチェックしつつ、書いていく。

Step 1

Step 2

Step 3 条文化作業

Step 4

Step 5

調査



調査事項(例)

- ☑ 立法例は？
- ☑ (改正案の場合)あわせて一緒に改正すべき法律はないか？

ちょっと分かりにくい表現では？

C法の改正も必要では？

この表現では誤読のおそれがあるのでは？

課レベルの検討

局内審査

部長審査

次長審査

局長審査

…とは、何を想定しているの？

●若手も含め立案担当がそろって審査を受ける

…です！

●ここでも若手が意見を述べることは当然ある

STEP4 党内手続

法案が提出できるかどうかを左右する重要局面でも議員による説明をサポートする。党内調整の結果、法案を直すこともある。

Step 1

Step 2

Step 3

Step 4 党内手続

Step 5

- 党内会議に陪席し、議員の説明を補佐



この部分は、…
というふうにする
べきだ！

- ここで出た意見に応じ手直しもありうる
- その場合、直す部分はStep2からやり直すことも…

- 関係議員に法案についてレク



- そのほか、関係議員一人ひとりに法案資料を届けるなど、丁寧な対応が肝要



STEP5 国会審議

国会審議の際も、提出者による答弁を補佐する。限られた時間の中での作業に集中して取り組む。

Step 1

Step 2

Step 3

Step 4

Step 5 国会審議

－ 質問通告 －

- 質問内容については、事前に知らされる

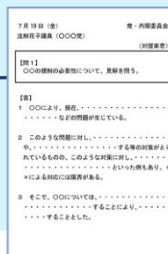
- FAXで来ることが多い



－ 答弁案作成 －

- 手分けをしてとにかく書く！

- これまでの検討が生きてくる



－ 趣旨を確認 －

- 質問の趣旨を明確化



- 質問者に直に聞いたり、電話で確認したり様々

－ 答弁者打合せ －

- 答弁内容について答弁者に確認いただく



…の点をもっと強調して！

- ここで答弁内容が変更されることも当然ある

➢ こうした準備の末、当日を迎える

法制局



答弁者

法制局



若手の役割

衆議院法制局は小さな組織。
そのため、若手であっても多岐に渡る役割を担う。

資料印刷・搬入



- 自分が印刷した法案がそのまま提出されることもある！

理事会対応



- 理事会では、委員会の審議日程・内容等を議員が協議
- 所管の委員会の動向を把握するため、情報収集！

諸々の調査

- 調査結果はコピーして共有！

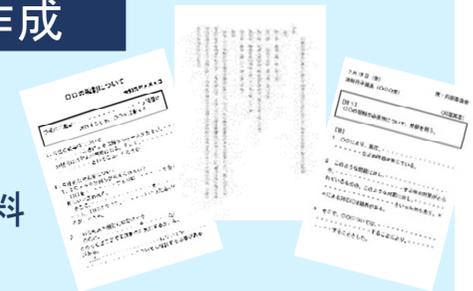


- Step 1 関連する報道を探す
- Step 2 解説書や判例を探す
- Step 3 立法例を探す

資料のたたき台作成

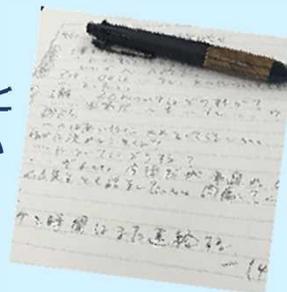
- 例えばこんな資料

- Step 2 論点ペーパー
- Step 3 条文・関連資料
- Step 5 答弁案



打合せ・会合への出席

- 入局直後でも、上司・先輩とともに、打合せに行くことも多い
- メモをとりながら議論の内容を整理、考えをまとめる



議論に参加・意見する

- 各自がアイデアを出し合って議論
- しっかり調べ、しっかり考えられた意見はお互いに尊重



近年の議員立法(衆法)の例

- **ハンセン病元患者家族補償金支給法**(令和元年)
- **動物愛護法改正〔マイクロチップ装着義務化等〕**(令和元年)
- **食品ロス削減推進法**(令和元年)
- **旧優生保護法一時金支給法**(平成31年)
- **チケット不正転売禁止法**(平成30年)
- **政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**(平成30年)
- **ギャンブル等依存症対策基本法**(平成30年)
- **休眠預金等活用法**(平成28年)
- **国会周辺地域ドローン飛行禁止法**(平成28年)
- **公職選挙法改正〔18歳選挙権〕**(平成27年)
- **祝日法改正〔「山の日」新設〕**(平成26年)
- **児童ポルノ禁止法改正〔単純所持罪創設〕**(平成26年)
- **過労死等防止対策推進法**(平成26年)
- **「リベンジポルノ」被害防止法**(平成26年)
- **空家等対策推進特別措置法**(平成26年)
- **公職選挙法改正〔ネット選挙運動〕**(平成25年)
- **子どもの貧困対策推進法**(平成25年)、**同改正**(令和元年)
- **いじめ防止対策推進法**(平成25年)
- **国土強靱化基本法**(平成25年)
- **特定秘密保護法修正**(平成25年)
- **社会保障制度改革推進法**(平成24年)
- **「大阪都構想」法**(平成24年)
- **東日本大震災復興基本法**(平成23年)
- **スポーツ基本法**(平成23年)
- **障害者虐待防止法**(平成23年)
- **原発事故調査委員会設置法**(平成23年)
- **オウム被害者給付金支給法**(平成20年)
- **C型肝炎救済特別措置法**(平成20年)
- **日本国憲法の改正手続に関する法律**(平成19年)

そのほか、**少子化社会対策基本法**(平成15年)、**児童虐待防止法**(平成12年)、**NPO法**(平成10年)、**臓器移植法**(平成9年)なども衆法 ※法律名は略称・通称を含む。

過去5年間の立法の実績(平成27年～令和元年)

	衆法	参法	閣法
提出件数(A) (1年当たり)	259 (52)	430 (86)	375 (75)
成立件数(B) (1年当たり)	91 (18)	22 (4)	365 (73)
成立率(B/A) (%)	35.1	5.1	97.3

提出件数は閣法の
7割弱!

3分の1以上が成立!

※ 参法の提出件数については、平成28年からは、維新の「100本プロジェクト」により、著しい増加傾向にある。(上記期間内の同プロジェクトによる提出件数は、346本である。)

組織の概要

